

事務連絡  
令和2年6月24日

まぐろ輸入関係業者 各位

水産庁国際課海洋漁業資源管理班

冷凍まぐろ類等の輸入事前確認手続における対応（新型コロナウイルス関連）について（追加）

冷凍まぐろ類等に関する輸入事前確認申請における対応について、令和2年4月8日付事務連絡でお知らせしていたところです。皆様のご協力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にかかるその後の状況を踏まえ、7月2日以降の申請分から、以下のとおり、水産庁窓口への来訪による紙申請及び交付した確認書の受領を、一定の条件付きで再開することをお知らせします。

しかしながら、引き続き新型コロナウイルスの感染リスクを最小限にする観点から、可能な限り、電子申請をご利用頂くとともに、紙申請の場合について、なるべく郵送での申請をして頂きますようお願いいたします。

1. 水産庁窓口への来訪による、紙申請及び交付した確認書の受領について

7月2日以降の申請分から、事前に以下の手続をされた場合に限り、水産庁窓口への来訪による紙申請の受付及び確認書の交付を行います。

- (1) 紙申請の受付日（従来どおり毎週火曜日、及び木曜日（行政機関の休日を除く））の前日 17 時までに、水産庁国際課海洋漁業資源管理班に電話で、紙申請のため来訪する旨連絡してください。その際、申請件数（漁船1隻につき1件）もお知らせください。
- (2) 対面の時間を最小限とするため、申請件数が10件以上の場合は、来訪時には書類の受付のみ処理し、書類をお預かりして審査します。  
申請書類に修正等が必要な場合には、水産庁から、メールまたは電話で修正が必要な箇所等をお知らせすることになります。申請のご担当者と連絡先（電話番号及びe-mail）が分かる書類を、必ず同封してください。
- (3) 受領に来訪される日の前日 17 時までに、水産庁国際課海洋漁業資源管理班に電話で、確認書受領のため来訪する旨連絡してください。
- (4) 入室前に、マスクの着用及び当方で用意する消毒液による手指の消毒をしてください。

事前のご連絡がない場合はご来訪を受け付けられませんので、ご留意願います。

2. 電子申請または郵送による紙申請を利用される場合は、引き続き令和2年4月8日付事務連絡をご参照ください。

**【郵送物送付先】**

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1  
水産庁資源管理部国際課海洋漁業資源管理班

**【お問い合わせ先】**

水産庁資源管理部国際課海洋漁業資源管理班

担当：姫野、石田

TEL：03-3502-8204

MAIL：naoko\_himeno140@maff.go.jp

hiroshi\_ishida810@maff.go.jp